

別表 補助事業の種類、内容及び補助対象経費（第3、第5関係）

1 合理的な省エネルギーの更なる推進事業（メニュー1）

家庭又は中小規模事業所（事業所、事務所、営業所等（以下「事業所等」という。）のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「環境確保条例施行規則」という。）第4条第1項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が1,500k1未満のもの（指定地球温暖化対策事業所（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。）第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所をいう。以下同じ。）及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）をいう。以下同じ。）における節電その他の省エネルギー対策を推進する事業

(1) 家庭における節電その他の省エネルギー対策事業

補助事業の種類 (細メニュー)	補助事業の内容	補助対象経費
ア エコポイント等を活用した家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策事業	<p>(ア) 家庭において、節電その他の省エネルギー対策を行う取組であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>① 各家庭での取組に応じたエコポイント、地域通貨、環境に配慮した物品その他の経済的インセンティブを付与するものであること。</p> <p>② ①により各区市町村の区域内への経済効果を創出するものであること。</p> <p>(イ) (ア)の取組の実施によるエネルギー使用量（電気、ガス及び灯油の使用量をいう。以下同じ。）及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>(ウ) (イ)の結果を公表するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費（ア(ア)の取組にあつては、経済的インセンティブの原資に係る経費を除く。）として、次に掲げる経費</p> <p>a 報酬等（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。以下同じ。）</p> <p>b 負担金補助及び交付金（ウの取組に限る。）</p>
イ 民間団体等との連携による家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策事業	<p>(ア) 家庭において、節電その他の省エネルギー対策を行う取組であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>① 他の団体又は個人（以下「民間団体等」という。）と連携するものであること。</p> <p>② 環境家計簿等の書式又は省エネナビ、スマートメーターその他のエネルギー使用量を常時測定する機器（以下「常時エネルギー使用量測定器」という。）その他のエネルギー使用量を記録する媒体を活用するものであること。</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費（ア(ア)の取組にあつては、経済的インセンティブの原資に係る経費を除く。）として、次に掲げる経費</p> <p>a 報酬等（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費をいう。以下同じ。）</p> <p>b 負担金補助及び交付金（ウの取組に限る。）</p>

	<p>③ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>a 100世帯以上について、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うものであること。</p> <p>b 節電その他の省エネルギー対策に係る各家庭の取組宣言を求める場合にあっては、1,000世帯以上における宣言を確保するものであること。</p> <p>(イ) (ア)の取組の実施によるエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>(ウ) (イ)の結果を公表するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p>	
<p>ウ 賢い節電のためのLED活用事業</p>	<p>(ア) 家庭において、節電その他の省エネルギー対策を行う取組であって、次に掲げる要件をいずれかを満たすものを実施すること。</p> <p>① 既設の直管型蛍光灯照明器具の器具全体（ランプその他の部品で一体として構成される器具の全ての部分をいう。以下同じ。）から直管型LED照明器具の器具全体への交換について補助を行うこと。</p> <p>②既設の直管型蛍光灯ランプから直管型LEDランプへの交換（配線工事を伴う交換を含む。）について補助を行うこと。ただし、この場合にあっては、その安全性を確認できたものに限る。</p> <p>(イ) (ア)の直管型LED照明器具の器具全体又は直管型LEDランプは、それぞれ既設の直管型蛍光灯照明器具の器具全体又は直管型LEDランプよりも省エネルギー効果が高いものであること。</p> <p>(ウ) (ア)の取組の実施によるエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>(エ) (ウ)の結果を公表するとともに、各区市町村の区域内の家庭を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p>	

(2) 中小規模事業所における節電その他の省エネルギー対策事業

補助事業の種類 (細メニュー)	補助事業の内容	補助対象経費
ア テナントビルを対象とした節電その他の省エネルギー対策事業	<p>(ア) 中小テナントビルにおいて、節電その他の省エネルギー対策を行う取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>① 常時エネルギー使用量測定器を活用するものであること。</p> <p>② 中小テナントビルの所有者及びテナント等事業者に対し、節電その他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うものであること。</p> <p>③ 必要に応じて、中小テナントビルの所有者又はテナント等事業者であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等（購入、リース及び設置工事（設計を含む。）をいう。以下同じ。）の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、付表1に掲げる1から8までの該当要件を満たすこと。</p> <p>④ 各テナント等事業者のエネルギー使用量の抑制努力が当該テナント等事業者自らの光熱費（電気、ガス及び灯油の使用に係る経費をいう。以下同じ。）の削減に資する仕組みを設けること。</p> <p>(イ) (ア)の取組によるエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>(ウ) (イ)の結果を公表するとともに、各区市町村の区域内の中小テナントビルの設置者及びテナント等事業者を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p>	補助事業の実施に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金
イ 事業者団体等との連携による節電その他の省エネルギー対策事業	<p>(ア) 中小規模事業所において、節電その他の省エネルギー対策を行う取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>① 事業者で構成される団体、町会、商店街その他の団体（以下「事業者団体等」という。）との連携により行う取組であること。</p>	

	<p>② 次に掲げる取組を合計 20 事業所以上で実施すること。</p> <p>a 東京都地球温暖化防止活動推進センター、財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める特定調達品目の判断の基準を満たすものに限る。）の受診及びこれを踏まえた取組</p> <p>b 常時エネルギー使用量測定器の設置による常時のエネルギー使用量の把握及びこれを踏まえた取組</p> <p>c その他年間を通じて、節電その他の省エネルギー対策に係る指導又は助言を実施する取組</p> <p>③ 必要に応じて、中小規模事業所の所有者又はテナント等事業者（以下「中小ビルオーナー等」という。）であって、かつ、中小企業等である者に対し、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、付表 1 に掲げる 1 から 8 までの該当要件を満たすこと。</p> <p>(イ) (ア) の取組の実施によるエネルギー使用量及び CO<sub>2</sub> 排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>(ウ) (イ) の結果を公表するとともに、事業者団体等を通じ、各区市町村の区域内の中小企業等を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p>	
<p>ウ 都内中小クレジットの活用推進事業</p>	<p>(ア) 都内中小クレジット（環境確保条例第 5 条の 1 第 1 項第 2 号イの都内削減量をいう。以下同じ。）を活用して、中小規模事業所における節電その他の省エネルギー対策を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>① 中小ビルオーナー等に対し、節電そ</p>	

	<p>の他の省エネルギー対策に係る助言又は指導を行うものであること。</p> <p>② 中小ビルオーナー等であって、かつ、中小企業等である者に対し、必要に応じて節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器の性能は、総量削減義務と排出量取引制度における都内中小クレジット算定ガイドライン(平成22年3月18日付21環都総第692号)に定める認定基準を満たすこと。</p> <p>③ 都内中小クレジットの申請等に係る業務を行う支援事業者(以下「支援事業者」という。)を公募するとともに、支援事業者に対して次の条件を設定すること。</p> <p>a 中小規模事業所の節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等により見込まれる都内中小クレジットの発行に当たり中小ビルオーナー等が行うべき手続を支援すること。</p> <p>b ②の補助がある場合にあっては、中小ビルオーナー等が当該補助金の交付申請を行うに当たり必要な手続を支援すること。</p> <p>c aにより発行する都内中小クレジットの帰属を受けることについて、中小ビルオーナー等から同意を得ること。</p> <p>d 中小ビルオーナー等に対し、cにより帰属を受けた都内中小クレジットの量に応じた対価の支払その他のメリットを提供すること。</p> <p>e cにより帰属を受けた都内中小クレジットを指定地球温暖化対策事業者等に譲渡すること。</p> <p>(イ) (ア)の取組の実施によるエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>(ウ) (イ)の結果を公表するとともに、各区市町村の区域内の中小企業等を対象と</p>	
--	---	--

	した節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。	
--	-------------------------------	--

備考

- 1 「中小テナントビル」とは、中小規模事業所で、テナントビルであるものをいう。
- 2 「テナント等事業者」とは、建物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者をいう。以下同じ。
- 3 「テナントビル」とは、テナント等事業者が存在する建物をいう。
- 4 「中小企業等」とは、法人又は個人の事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。）をいう。以下同じ。
- 5 「指定地球温暖化対策事業者」とは、環境確保条例第5条の9第1項に規定する指定地球温暖化対策事業者をいう。

2 低炭素・分散型エネルギーの推進事業（メニュー2）

より低炭素で、かつ、自立・分散型のエネルギー（以下「低炭素・分散型エネルギー」という。）の創出のために実施する事業

補助事業の種類 (細メニュー)	補助事業の内容	補助対象経費
(1) 都市ごみのエネルギー利用の推進事業	<p>ア 各区市町村の区域で生じたごみ（以下「都市ごみ」という。）のエネルギー利用を推進するために、当該エネルギー利用に係る設備の選定、調査、事業の実施又は費用対効果の検証その他必要な取組を行うこと。</p> <p>イ アの結果を踏まえて、都市ごみのエネルギー利用を実施するための計画を策定すること。</p>	補助事業の実施に必要な経費（アの取組にあつては、都市ごみのエネルギー利用に係る設備のうち、知事が認めるものの設置等に必要な経費に限る。）として、報酬等
(2) 熱需要施設等における間伐材等の木質バイオマスエネルギー利用の推進事業	<p>ア 間伐材、せん定枝その他の木質バイオマス（環境確保条例施行規則第3条の2のバイオマスのうち木に由来するものをいう。以下同じ。）のエネルギー利用を推進する取組であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、木質バイオマスのエネルギー利用に資する設備・機器の設置等を行い、又は各区市町村の区域内の家庭若しくは中小企業等に対する当該設備・機器の設置等の補助を行うこと。</p> <p>(イ) 木質バイオマスのエネルギー利用に係る各区市町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証</p>	補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金

	<p>を行うこと。</p> <p>(ウ) 各区市町村の区域内外での木質バイオマスの流通を推進する仕組みを構築すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、木質バイオマスのエネルギー利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>			
(3) 島しょ地域における再生可能エネルギー利用の推進事業	<p>ア 島しょ地域において、再生可能エネルギー（環境確保条例第2条第4号の3に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の利用を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 必要に応じて、再生可能エネルギーの導入に資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>(イ) 再生可能エネルギーの導入に係る各町村の区域内の需給調査、実施手法の検討及び費用対効果の検証を行うこと。</p> <p>(ウ) 各町村の区域内での再生可能エネルギーの導入に係る時期、実施手法及び数値目標を含む計画を策定すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、島しょ地域における再生可能エネルギーの利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金		
(4) 地中熱利用の推進事業	<p>ア 住宅、事業所等に供する部分において使用する地中熱の利用を推進する取組であって、次の表の左欄に掲げる取組の区分に応じ、当該右欄に定める要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <table border="1" data-bbox="587 1686 1114 2110"> <tr> <td>(ア) 地中熱利用ヒートポンプシステム（地中熱を熱源とするヒートポンプシステムのうち、冷暖房又は給湯を目的としたものをいう。以</td> <td>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力が暖房 COP（暖房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）及び冷房 COP（冷房エネルギー消費効率をいう。</td> </tr> </table>	(ア) 地中熱利用ヒートポンプシステム（地中熱を熱源とするヒートポンプシステムのうち、冷暖房又は給湯を目的としたものをいう。以	① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力が暖房 COP（暖房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）及び冷房 COP（冷房エネルギー消費効率をいう。	補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金（負担金補助及び交付金のうち、付表3の左欄に掲げる設置等に係るものにあつては、当該右欄に定める額を上限とする。）
(ア) 地中熱利用ヒートポンプシステム（地中熱を熱源とするヒートポンプシステムのうち、冷暖房又は給湯を目的としたものをいう。以	① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力が暖房 COP（暖房エネルギー消費効率をいう。以下同じ。）及び冷房 COP（冷房エネルギー消費効率をいう。			

	<p>下同じ。)のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組</p>	<p>以下同じ。)がともに3.3以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各1年間の住宅用途に供する部分（共同住宅の共用部分に設置する場合には、当該共用部分に限る。）の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告（当該報告内容を当該区市町村長が知事に報告し、知事が当該報告内容を公表することについて、当該間接補助事業者が同意した場合に限る。以下(イ)の項、(エ)の項及び(オ)の項において同じ。)をすること。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。</p>	
	<p>(イ) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、事業用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組</p>	<p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力が暖房 COP 及び冷房 COP がともに3.3以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各1年間の事業用途に</p>	



		<p>供する部分の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告をすること。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。</p> <p>③ 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの冷暖房能力が100kW 以上である場合は、付表2に掲げるサーマルレスポンステスト及び地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後1年間の運転実績の結果について、区市町村長への報告をすること。</p> <p>④ 間接補助事業者は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後1年間の空調設備に係る光熱費及びエネルギー使用量について、区市町村長への報告をすること。</p>	
	<p>(ウ) 地中熱利用ヒートポンプシステムのうち、公共施設において使用するものの設置等を行う取組</p>	<p>① 地中熱利用ヒートポンプシステムは、定格運転によるヒートポンプ能力が暖房 COP 及び冷房 COP がともに3.3 以上の能力を有するものであること。</p> <p>② 区市町村長は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置前後各1年間</p>	

		<p>の公共施設の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、公表に同意の上、知事に報告すること。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。</p> <p>③ 区市町村長は、地中熱利用ヒートポンプシステムの冷暖房能力が100kW以上である場合は、付表2に掲げるサーマルレスポンステスト及び地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後1年間の運転実績の結果について、公表に同意の上、知事に報告すること。</p> <p>④ 区市町村長は、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置後1年間の空調設備に係る光熱費及びエネルギー使用量について、公表に同意の上、知事に報告すること。</p>	
	<p>(エ) 地中熱の直接利用設備(地中熱を循環させて空調に係るエネルギー負荷を軽減させる設備であって、暖気及び冷気の流量を調整する機能を有するもの(地中熱利用</p>	<p>間接補助事業者は、地中熱の直接利用設備の設置前後各1年間の住宅用途に供する部分(共同住宅の共用部分に設置する場合にあっては、当該共用部分に限る。)の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告をする</p>	

	ヒートポンプシステムを除く。)をいう。以下同じ。)のうち、住宅用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組	こと。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。
	(オ) 地中熱の直接利用設備のうち、事業用途に供する部分において使用するものの設置等を補助する取組	間接補助事業者は、地中熱の直接利用設備の設置前後各1年間の事業用途に供する部分の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、区市町村長への報告をすること。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。
	(カ) 地中熱の直接利用設備のうち、公共施設において使用するものの設置等を行う取組	区市町村長は、地中熱の直接利用設備の設置前後各1年間の公共施設の光熱費及びエネルギー使用量の比較結果について、公表に同意の上、知事に報告すること。ただし、新築の場合は、設置後のみとする。
	<p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、地中熱の利用の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	

3 都市づくりにおける省エネルギーと低炭素・分散型エネルギー有効活用事業（メニュー3）

都市づくりにおける省エネルギー及び低炭素・分散型エネルギーの有効活用のために実施する事業

補助事業の種類 (細メニュー)	補助事業の内容	補助対象経費
(1) 既存共同	ア 既存の共同住宅の共用部分における節	補助事業の実施

<p>住宅の節電その他の省エネルギー対策事業</p>	<p>電その他の省エネルギー対策を行う取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 延床面積5,000㎡未満の既存の共同住宅において行うものであること。</p> <p>(イ) 共同住宅の所有者又は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。以下同じ。）と連携した取組であること。</p> <p>(ウ) 必要に応じて、節電その他の省エネルギーに資する設備・機器の設置等の補助を行うこと。この場合において、設置等をする設備・機器は、付表1に掲げる1から8までの該当要件を満たすこと。</p> <p>イ アの取組の実施によるエネルギー使用量及びCO<sub>2</sub>排出量の削減の効果の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、各区市町村の区域内の既存の共同住宅の所有者及び管理組合を対象とした節電その他の省エネルギー対策に係る普及啓発を行うこと。</p>	<p>に必要な経費として、報酬等並びに負担金補助及び交付金</p>
<p>(2) 次世代自動車等の発展的な利用の推進事業</p>	<p>ア 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「次世代自動車等」という。）の発展的な利用を推進する取組であって、次のいずれかに該当するものを実施すること。ただし、事業効果の検証を目的とする取組に限る。</p> <p>(ア) 次世代自動車等を活用したカーシェアリング事業</p> <p>(イ) 次世代自動車等を活用した観光推進を目的とするレンタカー事業</p> <p>(ウ) コミュニティバスへの電気自動車の導入事業</p> <p>(エ) 電動式塵芥収集車の導入事業</p> <p>イ アの取組の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p>(ア) ア(ア)及び(イ)にあつては、環境に配慮した地域交通の推進に係る実施手法、時期及び数値目標を含む計画を策定すること。</p> <p>(イ) ア(エ)にあつては、車両総重量3.5t超の電動式塵芥収集車を導入した場合に限る。</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費（アの取組にあつては、次世代自動車等の購入又はリースに必要な経費（電動式塵芥収集車にあつては、同種の一般の自動車との差額に限る。）に限る。）として、報酬等、工事請負費並びに負担金補助及び交付金</p>

	<p>(ウ) 必要に応じて、充電設備及び当該充電設備に電気を供給する再生可能エネルギー設備の設置等を行うこと。</p> <p>ウ アの取組の実施による次世代自動車等の利用実績及び CO<sub>2</sub> 排出量の削減の効果の集計及び検証をするとともに、ア(ア)から(エ)までの各事業の目的に応じて、次世代自動車等の適正利用が図られているかを検証すること。</p> <p>エ ウの結果を公表するとともに、次世代自動車等の利用推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	
--	--	--

備考

- 1 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第62条の3第1項の規定による型式認定を取得している原動機付自転車(同法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。)をいう。
  - 2 「プラグインハイブリッド自動車」とは、外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車(搭載された電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機とし、エネルギーの回生機能を有する4輪以上の検査済自動車をいう。)をいう。
- 4 緑及び水辺の持つ多様な機能の活用事業(メニュー4)
- 緑及び水辺の持つ多様な機能を生かし、緑の創出若しくは保全又は生物多様性の保全を行う事業

補助事業の種類 (細メニュー)	補助事業の内容	補助対象経費
(1) 森林保全に貢献する価値の創出と連動した森林保全対策事業	<p>ア 次に掲げる森林保全に貢献する価値(以下「森林保全価値」という。)を創出するために森林保全対策を実施すること。</p> <p>(ア) 環境省による「オフセット・クレジット(J-VER)制度」により発行されたオフセット・クレジット(J-VER)</p> <p>(イ) 港区による「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」により認証された二酸化炭素固定量</p> <p>(ウ) 森林管理協議会(FSC)により認証された森林認証</p> <p>(エ) 一般社団法人緑の循環認証会議(SGEC)により認証された森林認証</p> <p>(オ) (ア)から(エ)までに定めるもののほか、知事が適当と認めた規格により創</p>	補助事業の実施に必要な経費(アの取組にあつては、森林保全価値を創出する基となる森林保全対策の実施に必要な経費を除く。)として、報酬等

	<p>出された森林保全価値</p> <p>イ アの取組の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p>(ア) 都内の森林において保全対策を行うこと。</p> <p>(イ) 森林保全対策及び森林保全価値の活用方法に係る計画を策定すること。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ ウの結果を公表するとともに、森林保全対策を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	
(2) まとまりのある緑の保全事業	<p>ア 屋上緑化、壁面緑化、生垣設置、植樹、その他の緑の創出又は既存の緑の保護を行う取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 合計500㎡以上の緑の創出又は既存の緑の保護を行うものであること。</p> <p>(イ) 民間団体等と連携すること。</p> <p>(ウ) 民間団体等において自主的に維持管理がなされる仕組みを構築すること。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、緑の創出及び既存の緑の保護を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	補助事業の実施に必要な経費（アの取組にあっては、緑の創出又は既存の緑の保護に係る工事に必要な経費を除く。）として、報酬等並びに負担金補助及び交付金
(3) 生物多様性保全のための計画策定事業	<p>生物多様性の保全のための計画の策定を行う取組であって、次のいずれかに該当するものを実施すること。</p> <p>ア 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略</p> <p>イ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第1項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）</p> <p>ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号）第23条第2項に規定する防除実施計画（以下「防除実施計画」という。）</p>	補助事業の実施に必要な経費として、報酬等
(4) 地域連携保全活動計画等に基づく生	ア 地域連携保全活動計画若しくは防除実施計画又は目的、区域、期間、取組内容等の定めがある計画であって知事が適当と	補助事業の実施に必要な経費として、報酬等、工

<p>物多様性の保全のための取組の推進事業</p>	<p>認めるものに基づき行う各区市町村の区域内における生物多様性保全のための取組であって、次に掲げるいずれかのものを実施すること。</p> <p>(ア) 特定外来生物（知事が防除の必要があると認める特定外来生物以外の生物を含む。以下同じ。）の捕獲、採取、殺処分その他の防除</p> <p>(イ) 水生の動植物の保全（ビオトープの創出を併せて行う場合にあつては、これを含む。）</p> <p>(ウ) 希少生物種の保護</p> <p>イ ア(ア)及び(イ)については、地域住民が参加して行う取組に限る。</p> <p>ウ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>エ アの取組を踏まえて、生物多様性の保全を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	<p>事請負費並びに負担金補助及び交付金</p>
---------------------------	--	--------------------------

備考

- 1 「特定外来生物」とは、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。
- 2 「希少生物種」とは、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010年版」（東京都環境局）及び「東京都の保護上重要な野生生物種（島しょ部）～東京都レッドリスト～2011年版」（東京都環境局）に掲載された野生生物種のうち、カテゴリーが絶滅危惧Ⅰ類（CR、EN及びCR+EN）、絶滅危惧Ⅱ類（VU）及び準絶滅危惧（NT）並びに情報不足（DD）に該当する種をいう。

- 5 廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに資源の有効利用の拡大事業（メニュー5）  
 廃棄物の発生抑制及び適正処理並びに資源の有効利用の拡大のために実施する次の事業をいう。

補助事業の種類 (細メニュー)	補助事業の内容	補助対象経費
<p>(1) 小型電気電子機器のリサイクル（レアメタルリサイクル）の推進事業</p>	<p>ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の対象外である電気電子機器（以下「小型電気電子機器」という。）のリサイクルを推進する取組であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 小型電気電子機器のリサイクルに係る設備の選定、調査、事業の実施又は費用対効果の検証その他必要な取組を行うこと。</p> <p>(イ) (ア)の結果を踏まえて、レアメタルその他の有用な金属の再資源化（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3</p>	<p>補助事業の実施に必要な経費として、次に掲げる経費</p> <p>a 報酬等</p> <p>b 工事請負費（(1)及び(2)の取組に限る。）</p> <p>c 負担金補助及び交付金</p>

	<p>年法律第 48 号) 第 2 条第 6 項に規定する再資源化をいう。以下同じ。) を前提とした小型電気電子機器のリサイクルを実施するための計画を策定すること。</p> <p>(ウ) (ア)の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した小型電気電子機器については、日本国内で再資源化等の適正処理を行うこと。</p> <p>(エ) 必要に応じて小型電子機器のリサイクルに資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、小型電気電子機器のリサイクルの推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	
<p>(2) 水銀含有廃棄物（廃蛍光ランプ）の適正処理の推進事業</p>	<p>ア 水銀含有廃棄物の適正処理を推進する取組であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものを実施すること。</p> <p>(ア) 廃蛍光ランプの適正処理に係る設備の選定、調査、事業の実施又は費用対効果の検証その他必要な取組を行うこと。</p> <p>(イ) (ア)の結果を踏まえて、廃蛍光ランプの適正処理を実施するための計画を策定すること。</p> <p>(ウ) (ア)の事業の実施において、回収し、又は収集・運搬した廃蛍光ランプについては、再資源化等の適正処理を行うこと。このうち、廃蛍光ランプから回収した水銀については、埋立処分によらず、再資源化を行うこと。</p> <p>(エ) 必要に応じて廃蛍光ランプの適正処理に資する設備・機器の設置等を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ イの結果を公表するとともに、水銀含有廃棄物の適正処理の推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	
<p>(3) 資源ごみの有効利用に向けた健全なリサイクルシステム構築事業</p>	<p>ア 資源ごみの有効利用に向けて、地域における持ち去りを防ぐために、町会、自治会、近隣区市町村等との連携、又は取締りの強化により、健全なリサイクルシステムを構</p>	



業	<p>築するために、当該リサイクルシステム構築に係る調査、事業の実施又は費用対効果の検証その他の必要な取組を行うこと。</p> <p>イ アの取組の実施による実績の集計及び検証をすること。</p> <p>ウ アの取組を踏まえて、地域におけるリサイクルの推進を目的とした普及啓発を行うこと。</p>	
---	--	--

付表1 設置等をする設備・機器の要件

設備・機器の種類	該当要件
1 ガス発電給湯器	事業用途に供する部分において使用するガス発電給湯器であって、ガスエンジンユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること及び貯湯ユニットの容量が90リットル以上であること。
2 省エネルギー型小規模燃焼機器（1を除く。）	東京都低NO <sub>x</sub> ・低CO <sub>2</sub> 小規模燃焼機器認定要綱（平成21年3月10日付20環改大第924号）第3条第1項の認定基準を満たす小規模燃焼機器であること。
3 空調機器	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱（平成21年3月10日付20環都計第529号）第2の指定基準を満たすエアコンディショナーであること。
4 照明機器	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第2の指定基準を満たす照明機器であること。
5 エネルギー使用量制御機器	最大電力を常時監視し、設定値を超過すると予測されたときに警報の発信又は負荷の遮断を行う装置であること。
6 太陽光発電システム	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第2の指定基準を満たす太陽光発電システムであること。
7 太陽熱利用システム	都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第2の指定基準を満たす太陽熱利用システムであること。
8 その他省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器	1から7までに掲げる要件に該当するもののほか、東京都地球温暖化防止活動推進センター、財団法人省エネルギーセンター、区市町村又は東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器であること。

付表2 サーマルレスポンステストの方法

次のいずれかの試験方法に基づき実施すること。

- 1 地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム実証試験要領（環境省水・大気

環境局) による試験

- 2 ボアホール型地中熱交換器に対する加熱法による熱応答試験の標準試験方法(財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター「地下熱利用とヒートポンプシステム研究会」編)による試験

付表3 補助対象経費の上限

別表2の部(4)の項中ア(ア)の取組における地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等	熱の供給を受ける住宅1戸当たり600,000円(共同住宅の共用部分に設置する場合には、地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等に係る経費の5分の1)
別表2の部(4)の項中ア(イ)の取組における地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等	地中熱利用ヒートポンプシステムの設置等に係る経費の5分の1
別表2の部(4)の項中ア(エ)の取組における地中熱の直接利用設備の設置等	熱の供給を受ける住宅1戸当たり300,000円(共同住宅の共用部分に設置する場合には、地中熱の直接利用設備の設置等に係る経費の10分の1)
別表2の部(4)の項中ア(オ)の取組における地中熱の直接利用設備の設置等	地中熱の直接利用設備の設置等に係る経費の10分の1